

専門学校 YIC リハビリテーション大学校 学 則

第1章 組 織

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法、学校教育法、理学療法士及び作業療法士法に基づき、医療分野に関する知識・技術を教授するとともに良識ある社会人として必要な資質を養い、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの養成を目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 YIC リハビリテーション大学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、山口県宇部市西宇部南 4 丁目 11 番 1 号および山口県宇部市上町 1 丁目 3 番 10 号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員等)

第 4 条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限、定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総 定 員	職業実践 専門課程	備 考
医療専門課程	作業療法学科	4 年	20 名	80 名	認定	昼間
	理学療法学科	4 年	40 名	160 名	認定	昼間

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2. 学期は次のとおりとする。

前期 4 月 1 日 から 9 月第 4 週まで

後期 9 月第 5 週 から 翌年 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 6 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 日曜日

(3) 学年始め休業日 4 月 1 日 から 4 月 7 日 まで

(4) 夏季休業日 8 月 1 1 日 から 8 月 2 0 日 まで

(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日を変更し、または臨時に休業日を定め、もしくは休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育課程、授業時数、始業・終業時刻及び学習評価

(教育課程及び授業時数)

第7条 教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

2. 授業科目は、必修と選択とに分ち、授業は講義、演習及び実習とする。

(始業及び終業時刻)

第8条 始業及び終業時刻は、午前9時30分から午後4時45分までとする。

2. 校長は、教育上特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、始業及び終業時刻を変更することができる。

(科目修得の認定)

第9条 各科目において履修すべき授業時数の3分の2（但し、実習においては5分の4）以上の出席を条件とする。

2. 講義科目は、学期末及び学年末における修得認定試験等を行い、合格者に対して当該科目の認定を行う。

3. 演習及び実習科目は、演習時及び実習時の履修状況等を評価し、当該科目の認定を行う。

(学習の評価)

第10条 学習の成績評価は、試験、履修状況等を基にして総合的に行い、秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

第5章 卒業、称号及び資格

(卒業)

第11条 校長は、前条の学習評価に基づいて、課程修了の認定を行う。

2. 第4条に定める修業年限以上在学し、課程修了を認められた者は、職員会議を経て校長が卒業を認定する。

3. 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(称号)

第12条 前条の規定及び文部科学省告示に基づき、卒業を認定された者に対して、次の称号を授与する。

高度専門士（医療専門課程）

理学療法学科、作業療法学科

第6章 入学、編入学、再入学、休学及び退学

(入学時期)

第13条 本校への入学は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格した者
- (5) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(編入学)

第15条 他の作業療法士・理学療法士養成学校において1年以上履修した者で、本校に編入学を志願する者がいるときは、校長は欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

2. 前項の規定により編入学を許可しようとする者の既に習得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て校長が決定する。

(再入学)

第16条 本校を第21条の規定により退学した者、又は第23条(2)、(3)に該当し除籍された者で、退学又は除籍後2年以内に同一の学科に再入学することを志願する者がいるときは、校長は欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に再入学を許可することができる。

2. 前項の規定により再入学を許可しようとする者の既に習得した授業科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、職員会議を経て校長が決定する。

(出願)

第17条 入学を志願する者は、本校所定の入学願書等に必要事項を記入し、入学選考料及び高等学校卒業証明書等本校に入学することができることを証明する書類を添えて指定する期日までに提出しなければならない。

2. 前条に定める編入学を志望する者は、本校所定の入学願書等に必要事項を記入し、入学選考料、履修証明書及び編入学許可書を添えて提出しなければならない。

(入学許可)

第18条 前条の手続きを終了した者に対して、志願者の選考を次の各号の方法により行い、校長が入学を許可する。

- (1) 基礎学力試験
- (2) 小論文筆記試験

(3) 面接試験

2. 入学試験の期日、方法その他入学試験の実施に関し必要な事項は、年度初に発行する募集要項にて公示する。

(入学手続)

第 19 条 入学を許可された者は、入学許可の日から 7 日以内に所定の納付金を納入しなければならない。

(休学及び復学)

第 20 条 疾病その他やむを得ない事由により、2 か月以上修学できない者は、休学願を提出し、校長の許可を受けて休学することができる。

2. 休学の期間は、通算して 2 年を越えることができない。
3. 休学の期間は、在学期間に算入しない。
4. 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第 21 条 退学しようとする者は、その事由を明らかにし、退学願を提出して校長の許可を受けなければならない。

(在学年限)

第 22 条 在学期間は、修業年限の 2 倍を越えることができない。

2. 各学年の在学は 3 年を越えることができない。

(除 籍)

第 23 条 次の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 授業料等の納付金の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (2) 第 22 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 20 条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第 7 章 出 席 等

(出席等)

第 24 条 出席、欠課、遅刻及び早退等の取り扱いについては、校長が定める。

第 8 章 保 証 人

(保証人の責任)

第 25 条 保証人は、本人の在学中において、校内外における学生生活について、学校に対し、財産上及び身分上の一切の保証の責に任ずるものとする。

(保証人の資格)

第 26 条 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者または後見人
- (2) 成年者で独立の生計を営む兄弟姉妹または縁故者

(保証人の変動)

第 27 条 保証人の身分に変動があった場合は、速やかに届出なければならない。

第 9 章 入学金、授業料その他の納付金

(入学金及び授業料等)

第 28 条 入学金、授業料その他の納付金は、別に定める。

2. 授業料、施設・設備費は原則として前年度末の指定された日までに一括して納付するものとする。但し、入学予定者の納付期日は募集要項にて公示する。
3. 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等を 2 か月以上滞納しその後においても納入の見込がないときは、除籍することがある。
4. 特別の事情があると認められた者には授業料等を減免することがある。

第 10 章 表彰及び懲戒

(表彰)

第 29 条 学業、人物、その他について優れ、他の模範となる者に対し、職員会議を経て、校長が表彰する。

(懲戒)

第 30 条 本校の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、職員会議を経て、校長がこれを懲戒する。

2. 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(弁償)

第 31 条 学生が校舎、校具その他の施設、設備を損傷または紛失したときは、校長はその事情によって、その全部または一部を弁償させることがある。

2. 学生が実習先施設等において施設、設備を損傷または紛失したときは、前項と同じくその全部または一部を弁償させることがある。

第11章 健康診断

(健康診断)

第32条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第12章 職員組織

(職員組織)

第33条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 12名以上
- (3) 講師 必要に応じて置く
- (4) 助手 必要に応じて置く
- (5) 事務職員 3名以上

2. 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第13章 雑則

(補則)

第34条 本学則の他、学校の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。
2. この学則は、平成16年4月1日から一部改正する。
3. この学則は、平成19年1月5日から一部改正する。
4. この学則は、平成20年4月1日から一部改正する。
5. この学則は、平成21年4月1日から一部改正する。
6. この学則は、平成24年4月1日から一部改正する。
但し、平成24年3月31日以前に入学した学生は、従前の学則を適用する。
7. この学則は、平成27年4月1日から一部改正する。
但し、別表（教育課程及び授業時間数）については27年度入学生から適用する。
8. この学則は、平成29年4月1日から一部改正する。
但し、第2章第4条の職業実践専門課程は26年度入学生から適用する。
9. 別表（教育課程及び授業時間数）を平成30年4月1日から一部改正する。
但し、理学療法学科は29年度入学生から、作業療法学科は30年度入学生から適用する。
10. この学則は、令和2年4月1日から一部改正する。
11. 別表（教育課程及び授業時間数）を令和2年4月1日から一部改正する。
但し、令和2年度入学生から適用する。